

東京高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号 損害賠償請求控訴事件

国側当事者・国

平成25年10月9日棄却・上告・上告受理申立

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成25年5月7日判決、本資料263号－88・順号12212）

判 決

控訴人 甲
（以下「控訴人甲」という。）

控訴人 乙
両名訴訟代理人弁護士 鈴木 三郎

同上 平 裕介

被控訴人 国

代表者法務大臣 谷垣 禎一

指定代理人 中野 康典

同上 梅田 敦

同上 一言 太郎

同上 山本 裕一

同上 伏原 洸

同上 酒井 翔平

同上 村田 智紀

同上 米倉 大悟

同上 長谷川 昭男

同上 伊藤 仁志

同上 高橋 理和子

被控訴人 横浜市
（以下「被控訴人市」という。）

代表者市長 林 文子

訴訟代理人弁護士 阿部 泰典

同上 原田 雅紀

同上 南竹 要

同上 日向 誓子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人らに対し、連帯して1590万7250円及びこれに対する平成16年9月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じて、被控訴人らの負担とする。
- 4 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人らが相続した土地の一部のみが首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号。同46年法律第88号による改正前のもの。以下「法」という。）5条1項に基づく近郊緑地特別保全地区（以下「特別保全地区」という。）に指定・告示され、残部が指定・告示されなかったことについて、特別保全地区の指定・告示に関する被控訴人らの行為（建設大臣の指定・告示、課税庁の課税処分、横浜市長の内申、建設大臣の不作為、被控訴人市の不作為等）が違法であり、被控訴人市が特別保全地区の指定に関する図書を開示しなかったことも違法であって、これにより控訴人らが相続税の過納付を余儀なくさせられたと主張して、控訴人らが、被控訴人らに対し、連帯して、相続税の過納付分及び慰謝料等合計1590万7250円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

- 2 原判決は、控訴人らの請求をいずれも棄却したので、これを不服とする控訴人（1審原告）らが控訴した。

- 3 前提事実、関係法令等の概要及び当事者の主張は、次のとおり付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の第2の1ないし3記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 3頁14行目の「本件各土地」を「原判決別紙物件目録記載1、2の土地（以下「本件土地1」、「本件土地2」といい、これらを併せて「本件各土地」という。）」に、同頁16行目の「市長宛」を「横浜市長（以下「市長」という。）」に、同頁17行目の「保全区域」を「法3条に基づく近郊緑地保全区域（以下「保全区域」という。）」に、同頁20行目の「委員会」を「首都圏整備委員会（以下「委員会」という。）」にそれぞれ改める。
- (2) 4頁20行目から21行目にかけての「本件各土地の一部（本件土地1の一部及び本件土地2）」を「本件土地1の一部及び本件土地2の全部（以下「本件各土地の一部」という。）」に改める。
- (3) 5頁2行目の「摘要欄に」を「表示の摘要欄に」に改める。
- (4) 8頁24行目の「あった。」の次に「したがって、建設大臣は、本件図書を基準に特別保全地区を指定すべきであった。」を加える。
- (5) 10頁2行目の「建設大臣」から同頁8行目の「いうべきである。」までを、行を改めて、9頁22行目の末尾の次に移し、10頁8行目から9行目にかけての「もっとも、」を削る。
- (6) 11頁21行目の「法を」を「保全区域及び特別保全地区の範囲について、法を」に改める。
- (7) 12頁7行目の「昭和●年」から同頁8行目の「事項」までを「本件保全計画に関する告示」に改め、同頁17行目の「事情は、」の次に「法は保全区域及び特別保全地区の指定から外れる土地についての所有者の事実上の利害得失について考慮することまで要請していないから、」を加える。

- (8) 13頁26行目の「幾度となく」の次に「資料等調査の」を加える。
- (9) 14頁20行目の「行わなかったことは、」を「行わなかったこと、③被控訴人市は、横浜市公文書の公開等に関する条例又は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下これらを併せて「横浜市情報公開条例」という。）7条1項に違反して、丙等から本件特別保全地区の指定に関する公文書の公開請求があつたにもかかわらず、本件図書を開示しなかったことは、前訴判決確定後に」にそれぞれ改め、同頁22行目の「よって、」の次に「上記①ないし③の違法事由は、」を加える。
- (10) 17頁26行目の「ウ」の次に「本件図書は被控訴人らの行為の違法性を基礎付けるものではなく、」を加える。
- (11) 18頁10行目の「少なくとも、」の次に「被控訴人らの各行為の違法性を基礎付ける本件図書が開示されず、上記のとおり、被控訴人らは継続的不法行為を行ったと捉えるべき本件においては、正義公平の理念に照らし、」を、同頁21行目の「また、」の次に「土地の課税上の評価減の対象となった横浜市栄区の土地のうち、本件各土地だけが平成24年3月31日まで評価減が行われなかったのであって、」をそれぞれ加える。
- (12) 19頁9行目の「被告国は」の次に「これを」を、同行目から10行目にかけての「原告らが、」の次に「戸塚税務署職員に対し、」をそれぞれ加える。
- (13) 20頁12行目の「法1条によれば、」を削り、同頁14行目の「都市計画法によっても」を「都市計画法も、個人の利益を保護する趣旨ではないから」に、同頁19行目の「受けた」を「受け、平成22年12月13日に、控訴人甲から同旨の開示請求を受けた」に、同頁20行目の「横浜市公文書」から同頁21行目の「という。）までを「横浜市情報公開条例」にそれぞれ改める。
- (14) 21頁26行目の「1560万7250円」の次に「又は少なくとも412万0327円」を加える。
- (15) 22頁1行目の冒頭から23頁10行目の末尾までを次のとおり改める。
- 「(ア) 本件各土地の一部が本件特別保全地区に該当するものの、残部は特別保全地区にも保全区域にも該当しないとした場合の相続税額と本件各土地の全部が本件特別保全地区に該当するとした場合の相続税額との差額は、1560万7250円である。
- 控訴人らは、同額の損害を被った。
- (イ) 本件各土地の一部が本件特別保全地区に該当するものの、残部は特別保全地区にも保全区域にも該当しないとした場合の相続税額と本件各土地の一部が本件特別保全地区に該当するものの、残部は保全区域のみに該当し、特別保全地区には該当しないとした場合の相続税額との差額は、412万0327円である。
- 仮に、上記(ア)の損害額が認められないとしても、控訴人らは、少なくとも上記412万0327円の損害を被った。」
- (16) 23頁14行目の冒頭から同頁21行目の末尾までを削る。
- (控訴人らが当審において追加した主張)
- (1) 本件各土地がある横浜市栄区の本件保全区域内の土地のうち、本件各土地だけが一部を特別保全地区に指定され、残部は指定されないということになった。これは、控訴人らの財産上の利益を合理的な理由なく制約する処分がされたというべきである。したがって、本件指定・告示は、平等原則（憲法14条1項）に違反する違法がある。

(2) 市長は、本件図書の特定について「形式上の不備」があったとしても、現行の横浜市情報公開条例6条2項等の「補正」権限を適切に行使して丙及び控訴人甲が情報公開を請求した際、本件図書をも開示請求するか否かにつき明らかにすべき法的義務を負っていた。それにもかかわらず、市長は、合理的な理由なく、関係担当者にこの権限を適切に行使させることを怠った。これは、上記横浜市情報公開条例6条2項等に違反する違法なものである。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の第3記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- 1 25頁16行目の「昭和●年」から同頁18行目の「事項」」までを「本件保全計画に関する告示」に改め、同頁24行目の「本件全証拠」から同頁25行目から26行目にかけての「かえって、」までを削る。
- 2 26頁11行目の「証拠」から同頁13行目の「ところ」までを「被控訴人国が保管する本件保全区域指定図には、本件図書の地図上に存在する「特別保全地区」の文字及び当該文字を取り囲む線の記載がないことが認められる。他方、控訴人らの主張の主な根拠となっている本件図書の上記「特別保全地区」の文字等の記載が誰によっていつ記載されたかは明らかではない。本件図書は、控訴人甲が被控訴人市に対して情報公開請求をして、開示されたものであるが、本件保全区域指定図を保管するのが、保全区域について指定する権限を有する委員会が属していた被控訴人国であることからすると、委員会による本件保全区域の指定が、本件保全区域指定図に示されるものではなく、本件図書に示されるものであるとは認められない。同様に、委員会の特別保全地区に関する意見が、本件図書のとおりであったことも認められない。そして、本件保全区域指定図によれば」に、同頁18行目の「であり、」を「である。以上に加えて、保全区域の指定や特別保全地区の指定について、また、これを土地の筆ごとに指定しなければならないという法令上の根拠はなく、近郊緑地保全制度の制度目的からすると、これらの指定を土地の筆ごとにしなければならない特段の理由もないことを考慮すると、」にそれぞれ改める。
- 3 27頁4行目の末尾の次に、行を改め、次のとおり加える。

「 また、控訴人らは、本件各土地のうち、特別保全区域に指定された部分（本件土地1の一部及び本件土地2の全部）と指定されなかった部分（本件土地1の一部）に環境差はなく、この点を考慮しないでした本件指定・告示は、裁量の逸脱があると主張するが、尾根線を境として指定された部分と指定されなかった部分とで、昭和●年●月の本件指定・告示の当時にその環境が同一であって差がなかったことを認めるに足る証拠はない。」
- 4 28頁1行目の「(1) 」の次に「証拠（甲2の1、2）によれば、」を加える。
- 5 31頁9行目の「そうすると、」の次に「開示請求をした文書の記載自体から、」を、同頁11行目の「開示する」の次に「（甲4の3の1、4の3の2）」をそれぞれ加える。

(控訴人らが当審において追加した主張に対する判断)

- 1 控訴人らは、本件各土地がある横浜市栄区に所在し、本件保全区域内にある土地で本件各土地だけが一部を特別保全地区に指定されているから、このような指定は控訴人らの財産上の利益を合理的な理由なく制約する処分に当たり、平等原則に違反すると主張する。

しかしながら、本件各土地と他の土地（本件保全区域内にある栄区の他の土地）とでは、一筆ごとにその位置、地形、面積、環境等が異なるのであるから、前提条件において同一であるとは

いえない。控訴人らの平等原則違反の主張は、この点において前提を欠き、失当である。

- 2 控訴人らは、丙及び控訴人甲の情報公開請求の際、市長は横浜市情報公開条例6条2項の補正権限を関係担当者に適切に行使させる義務を怠ったと主張する。

しかしながら、証拠（甲4の4）によれば、現行の横浜市情報公開条例6条2項は、市長が、開示請求書に形式上の不備があると認めるとき、開示請求をした者に補正を求めることができ、この場合において、この者に対して補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと定めるものであることが認められ（なお、この現行の条例と異なる定めが以前の条例においてされていたことは認められない。）、これからすると、市長は、開示請求書の形式上の不備について補正権限を有するに過ぎない。そして、本件においては、丙らが申請した文書についてその特定に欠けるところはなく、かつ当該文書が現に存在するのであるから、開示請求書に形式上の不備はなく、補正を求める場合に該当しないことが明らかである。したがって、補正権限の不行使をいう控訴人らの主張は理由がない。

第4 結論

以上によれば、控訴人らの本件請求はいずれも理由がないから、これを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 瀧澤 泉

裁判官 三代川 俊一郎

裁判官 梶 智紀